

平成 21 年度低炭素地域づくり面的対策推進事業（補助事業）公募要領

平成 21 年 9 月

環境省総合環境政策局環境計画課

1．事業の概要及び目的

平成 20 年 3 月に改定された京都議定書目標達成計画においては、環境負荷の小さいまちづくり（コンパクトシティ）を実現することにより、低炭素型の都市・地域づくりを促進することが位置付けられました。

また、平成 20 年 6 月に改正された地球温暖化対策推進法においては、一定規模以上の地方公共団体に対し、再生可能エネルギーの利用促進や、公共交通機関の利便の増進や緑地の保全等の地域環境の整備など、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの削減のための施策を定めた計画（地方公共団体実行計画）の策定が義務付けられました。

こうした状況や内閣官房が主導する環境モデル都市の取組にみられるように、中長期の温室効果ガスを大幅削減し、低炭素社会への転換を実現するためには、地方公共団体を中心とした地域における取組がますます重要となってきました。

そこで、本事業では、国土交通省と連携し、公募により選定されたモデル地域において、都市構造に影響を与え、環境負荷の小さい都市・地域づくりを実現するための事業の実施を支援します。

具体的には、公共交通の利便性向上策や、未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用、緑地の保全や風の通り道の確保などの自然資本の活用等の面的な対策について、低炭素地域づくり計画（低炭素地域づくり面的対策推進事業の委託事業において、CO₂削減シミュレーションを通じて策定される実効性の高い CO₂削減目標を掲げた計画。以下「地域計画」という。）や環境モデル都市アクションプラン、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に位置付けられた地域環境整備に係る事業に対し、事業費の一部を補助します。

地域環境整備とは、地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 第 3 項第 3 号に基づく、公共交通機関の利便の増進や、都市緑地の保全及び緑化推進、その他の地域環境整備及び改善に関する事項のことを指します。（詳細は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアル - 区域施策編 - （第 1 版）（案）」の第 4 章 3 節（149～180 頁）

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/kaitei_comm/com05.html

を参照してください。

2．公募対象事業

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画協議会又は地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）が行う地域計画、環境モデル都市アクションプラン又は地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に位置付けられた地域環境整備に係る事業であって、次に掲げる事業の実施

イ．自動車交通需要を抑制する事業

ロ．公共交通機関の利用を増加させる事業

ハ．効率的な土地利用を促進する事業

- ニ．未利用エネルギー又は再生可能エネルギーを活用する事業
- ホ．エネルギーの効率的な利用を促進する事業
- ヘ．その他集約的な都市構造の構築に資する事業

3．公募条件等

- (1) 応募主体は、地域計画を策定する協議会（地方公共団体が参画するものに限る）とします。協議会が未設置の場合は、地方公共団体による応募も可能です。
- (2) 対象事業は、個別機器の導入等の単体対策や普及啓発のみを行うものではなく、都市構造や社会システムに影響を与えうる、地域環境整備に関するものとします。
- (3) 提案概要【別添】に掲げる CO2 削減量の算定方法が、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアル—区域施策編—（第1版）」を参照しているものとします。ただし、当該マニュアルより精緻な算定方法を用いている場合は、この限りではありません。
- (4) 補助対象事業は、地域計画、環境モデル都市アクションプラン、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画のいずれかに位置づけられたものとします。
- (5) 補助事業者は、補助対象事業を実施する民間団体とします。
- (6) 補助を行う期間は最長 3 年間とします。低炭素地域づくり面的対策推進事業の委託事業を実施した地域においては、委託事業期間を含め 3 年以内とします。
- (7) 補助率は 1/2 とし、補助金の上限はありません。（各年度の予算の範囲で執行します。）

4．採択の要件

本事業の採択要件は以下のとおりとします。

- (1) 地域計画の策定主体に、当該地域における多様な主体（地方公共団体、大規模事業所・集客施設の事業主、学校、商店街、交通事業者、NPO 等）が参画していること。
- (2) 都市構造・社会システムに影響を与える面的な事業であること。
- (3) 個別機器導入等の専ら単体対策を目的とするものではなく、区域全体に影響を与えるものであること。
- (4) 大幅な二酸化炭素排出抑制効果等の環境保全効果が見込めること。
- (5) 地域の特性を的確に把握し、活用するものであること。
- (6) 先進的であり、他の地域のモデルとなること。
- (7) 新たな環境負荷を発生させるものではないこと。

5．事業の選定

一般公募を行い、応募主体より提出された提案をもとに、厳正に審査を行い、予算の範囲内で、優れた提案のものから事業を選定します。

6．応募に当たっての留意事項

(1) 地域計画について

地域協議会が策定する地域計画は、次に掲げる事項を盛り込んだものとします。

対象区域

当該区域における CO2 排出量の現況推計値（部門毎の推計値を含む）

当該区域における CO2 排出量削減目標
目標達成のために実施する事業
他のまちづくり関連施策との連携に関する事項
その他必要な事項（国から受ける他の補助事業等の有無など）

（２）事業報告書等について

補助事業者は、補助金実績報告書を作成し、事業実施年度の３月 31 日までに環境省へ提出するものとします。

７．応募の方法について

（１）応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は、「平成 21 年度低炭素地域づくり面的対策推進事業整備計画書【別添】」、「低炭素地域づくり計画等の概要【別紙 1】」及び「平成 21 年度低炭素地域づくり面的対策推進事業に要する経費内訳（補助事業用）【別紙 2】」とします。必ず、添付資料の様式に従って作成してください。なお、事業が複数ある場合は、事業ごとに作成してください。

応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いいたします。

- ・平成 21 年度低炭素地域づくり面的対策推進事業整備計画書【別添】
- ・低炭素地域づくり計画等の概要【別紙 1】
- ・平成 21 年度低炭素地域づくり面的対策推進事業に要する経費内訳（補助事業用）【別紙 2】

（２）応募書類の提出方法について

提出方法

ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の送信先アドレスあてに送信して下さい。

電子メールの送信先アドレス：SOKAN_CHI1IKI@env.go.jp

あて先は、「環境省環境計画課 低炭素地域づくり面的対策推進事業担当」として下さい。

メール件名（題名）と添付ファイル名は次のとおりとして下さい。

- ・メール件名：【補助事業】「低炭素地域づくり面的対策推進事業整備計画応募」
- ・添付ファイル名：「申請者名（会社名、団体名）」として下さい。

（例）○○工業、○○建設 等

メール送信に関する注意

応募書類一式を、ダウンロードしたアプリケーションで作成し、それぞれを一連の電子ファイルとして送信して下さい。また、本事業は国土交通省との連携事業のため、送信したメールは、次のアドレスにも送信していただけますようお願いいたします（low-carbon@mlit.go.jp）。あて先・件名等はそのまま構いません。

添付ファイルの作成・保存に関する注意

ダウンロード時に一つのファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱いに（様式の一部欠損等）関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、エクセル 2007 以下のバージョン形式として下さい。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないで下さい。添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないで下さい。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、Windows 以外のパソコンで書類を作成した場合、必ず Windows マシンでファイルを展開できることを確認の上、提出して下さい。ダウンロードした Excel の様式を一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方の Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので御注意下さい。

なお、当方のメールサーバーの都合上、添付ファイル容量が 2 MB を超える場合は受け取れない場合がございます。ファイルの分割等により、添付ファイルの容量が 2 MB 以下になるよう、ご配慮頂きますようお願い致します。

受領の確認

当方へメールを送信した際、電話にて送信した旨を必ず連絡してください(電話番号は末尾参照)。

当方で受領を確認した後、受領したメールをそのまま返信します。

イ 電子メールが使用できない環境の場合（できる限り電子メールを御使用下さい）

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存した CD-ROM と、打ち出したものを 1 部同封の上、送付して下さい。

送付先の住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

あて先は「環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり面的対策推進事業担当」として下さい。

電話番号：TEL03-3581-3351(内線 6222)

封筒等の表に、必ず、赤字で「低炭素地域づくり面的対策推進事業応募書類在中」と記して下さい。

電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。

受領の確認

当方へ書類を送付した際、電話にて送付した旨を必ず連絡してください(電話番号は末尾参照)。

当方で受領を確認した後、提案書類に記された Fax 番号あて、受領した旨を Fax します。

提出いただいたファイル等について

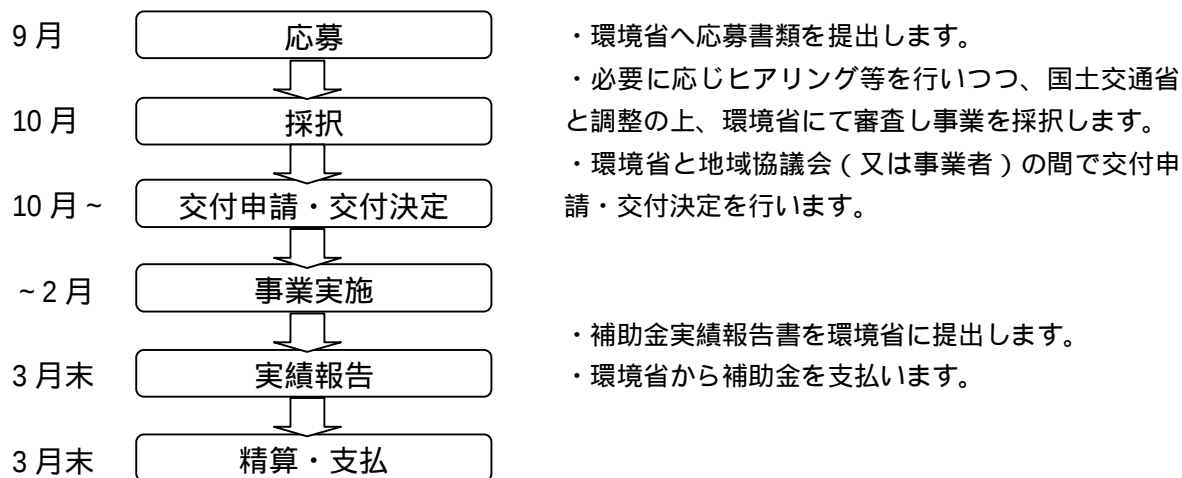
提出いただいたファイル等は、返還しません。

応募書類の受付期間について

平成 21 年 9 月 7 日（月）～平成 21 年 9 月 25 日（金）17 時必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。

8．事業の流れ（予定）



< 担当 >

〒100 - 8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

環境省総合環境政策局環境計画課地域政策係

TEL 03-3581-3351(内線 6222) / FAX 03-3581-5951

Email SOKAN_CHI1KI@env.go.jp

< 問い合わせ先 >

環境省窓口

事務所名	管轄都道府県	連絡先（住所・電話番号・FAX）
北海道地方 環境事務所 環境対策課	北海道	〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎 3F TEL 011-299-1952 FAX 011-736-1234
東北地方環 境事務所 環境対策課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F TEL 022-722-2873 FAX 022-724-4311
関東地方環 境事務所 環境対策課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F TEL 048-600-0815 FAX 048-600-0517
中部地方環 境事務所 環境対策課	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL 052-955-2134 FAX 052-951-8889
近畿地方環 境事務所 環境対策課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル 8F TEL 06-4792-0703 FAX 06-4790-2800
中国四国地方環境事務所 環境対策課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	〒700-0984 岡山県岡山市桑田町 18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル 1、4F TEL 086-223-1581 FAX 086-224-2081
高松事務所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒760-0023 香川県高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビル新館 6F TEL 087-811-7240 FAX 087-822-6203
九州地方環 境事務所 環境対策課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上 1-6-22 TEL 096-214-0332 FAX 096-214-0349

国土交通省窓口

事務所名	管轄都道府県	連絡先（住所・電話番号・FAX）
北海道運輸局 交通環境部 環境課	北海道	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目 TEL 011-290-2724 FAX 011-290-2716
東北運輸局 交通環境部 環境課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 TEL 022-791-7509 FAX 022-791-7539

関東運輸局 交通環境部 環境課	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二 合同庁舎 18 階 TEL 045-211-7267 FAX 045-211-7270
北陸信越運輸局 交通環境部 環境課	新潟県、富山県、 石川県、長野県	〒950-8537 新潟県新潟市万代 2 丁目 2 番 1 号 TEL 025-244-6116 FAX 025-244-6132
中部運輸局 交通環境部 環境課	福井県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋市 合同庁舎第 1 号館 TEL 052-952-8045 FAX 052-952-8087
近畿運輸局 交通環境部 環境課	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	〒540-8558 大阪府大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番 76 号 TEL 06-6949-6466 FAX 06-6949-6169
神戸運輸監理部 総務企画部 企画課	兵庫県	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 神戸 第 2 地方合同庁舎 TEL 078-321-3144 FAX 078-321-3474
中国運輸局 交通環境部 環境課	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島 合同庁舎 4 号館 TEL 082-228-3495 FAX 082-228-3629
四国運輸局 交通環境部 環境・物流課	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	〒760-0064 香川県高松市朝日新町 1 番 30 号 TEL 087-825-1173 FAX 087-822-3412
九州運輸局 交通環境部 環境課	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11-1 福岡合同庁舎新館 TEL 092-472-2330 FAX 092-472-2316
沖縄総合事務局 運輸部 企画室	沖縄県	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-2-1 那覇第二地方合同庁舎 5 階 TEL 098-866-1812 FAX 098-860-2369